

1997年 春季大会

6月7日(土)・6月8日(日) かながわ女性センター 神奈川県藤沢市江の島1-11-1
TEL. 0466-27-2111

— プ ロ グ ラ ム —

第1日目	13:30～17:00	シンポジウム「何のための女性学か」
	17:15～18:30	総 会
	18:30～20:30	懇 親 会
第2日目	10:00～12:00	個人研究発表(4題)、ワークショップ(1題)
	12:10～13:00	昼 食 (会員懇談会)
	13:00～15:00	ワークショップ(4題)

第1日目：6月7日(土) 13:30～17:00

シンポジウム「何のための女性学か—日本の女性学20年の『現在』を問う!」

—研究・教育・実践をむすんで ジェンダー学・男性学も登場する中で—

パネリスト	吉田 英子	小学校教諭(初等教育での女性学実践)
	米田 禮子	自治体職員(社会教育における女性学実践)
	田川 建三	大阪女子大学教授(女性学研究センター)
	内藤 和美	昭和女子大学短期大学部(社会教育・高等教育のつながりの中での女性学)
	水田 宗子	城西国際大学学長(大学院における女性学研究)
コーディネーター	国信 潤子	愛知淑徳大学教授(ジェンダー・女性学研究所所長)

◇なんのための女性学か

～日本の女性学20年の現在を問う

コーディネーター 国信 潤子

日本女性学会発足20年となった。この20年の歩みを考慮にいれながら今回21世紀における日本の女性学の展望をしてみる。日本女性学会では過去3年程、年2回の学会においてワークショップ「女性学教育」を継続して開催してきた。その目的は以下のとおりである。

1) 学会参加者で女性学教育に携わっている人々の情

報交換、問題点・障害についての議論のための場をもつ。

- 2) 女性学教育の内容、方法、そして問題点を共に考える。
- 3) 行政職員など研究機関にはいないが男女共同参画のための施策実践のために女性学の知識を必要としている人々と女性学教育について考える。
- 4) その他市民、学生など女性学を学ぶ人々に女性学とは何かを紹介し、意見交換する。

これらの目的のために3年間継続されてきた女性学教育ワークショップの蓄積をまとめ、さらに女性学、女性学教育の内容の最前線、さらにジェンダー論という言葉の登場の女性学への影響も考えてみる必要がある。また男性学からの女性学への影響等の課題も含めて、新たな展開を議論する。シンポジウムでは問題点を検討し、今後の展開の糧としてゆくことが今回のシンポジウム開催の中心的課題である。

(パネリスト発題主旨)

吉田英子(国立市立国立第七小学校 教諭)

「将来、男は外・女は家で、楽でいい。」

「女は大学までいかななくていいから。」

小学校6年生の女の子たちが「女に生まれてよかった」理由にこう書いているのを見て、愕然としたのが、今から15年前。

性別役割分業の男性優位社会において、女は期待されていないという現実を既に認識し、それならそれで楽でいいわと居直っているかのような姿が痛々しく映った。

自分の生活は自分で支えるという「自立」に向けての教育を何一つやってこなかったという反省のもとに、わたしたちは「男女平等教育」をスタートさせたのであった。

試行錯誤で始めた混合名簿や混合並び方、オール「～さん」呼びなどを通して、学校における「隠れたカリキュラム」の問題も見えてきた。

批判・非協力発言には、根深い教師のジェンダー・バイアスが潜んでいることもはっきりしてきた。

実践を理論化し、理論を実践に活かしていく取り組みを続けていきたい。

内藤和美(昭和女子大学短期大学部)

高等教育の女性学学習／教育と社会教育の女性問題学習

学校教育と社会教育が異なる体系として隔てられてきて、高等教育の女性学と社会教育の女性問題学習はそれぞれ固有の歴史を積んできた。しかし、両者の趣旨・目的には重なりがあり、また、未だ小さい比率ながら、社会人(成人)が高等教育の場で学ぶということが少しずつ進んできた中、高等教育の女性学、社会教育の女性問題学習、それぞれへのまなざしとともに、「両者の関係」という第3の視点を立ててみるができる。趣旨・目的、学習者、システム、それらと不可分の方法などの諸側面について両者の異同と関係について整理し、そこから浮かび上がる課題について考えてみたい。

米田禮子(グループみこし)

まず、関西の行政関連の「女性学講座」の96年～97年の傾向を報告したいと思っている。傾向をまだつかんで

いる訳ではないが、荒削りにいえば、「起業」「自己尊重」「男性むけ講座」が花形となっているように思える。また、一般論の「盛り合わせ」ではなく、個別具体論の展開の傾向も見受けられるのでは、と期待しているが、ただ今資料収集中。

次に、ジェンダーセンシティブを獲得するには、講義形式のみの「承り」手法ではなくて、参画・体験型手法の実施が必要である。聞いた話は9割が忘れ去られるが、体得したことは身につくから、真にエンパワーメントすることとなる。参画・体験型女性学講座は単なる教養の蓄積に終わらず、意識変革の確かなきっかけを生み出し、自信を持って、生き方を選択し、新たな一歩を踏み出すための支援策たり得るのではないだろうか。女性学講座の参画・体験型の内容と手法の開拓が、すなわちそのツール開発を含めて、プログラムの新規開発が緊急課題だと思っている。日本女性学会メンバーの尽力が今必要とされている。

さらに、女性センターの開設も相次いでおり、行政関連で実施されている「女性学講座」を「社会教育」の枠組みに押し込めず、「女性学講座」と「あらゆる行政施策をジェンダーの視点から組み替えていくこと」とをつなげることの必要性を提案したいと思っている。

水田宗子(城西国際大学学長)

水田宗子さんには、女性学専攻の大学院における、女性学教育の意義・方法について紹介していただきます。

(編集部記)

田川建三(大阪女子大学教授)

(1) 公立大学の中の女性学研究センター

その長所と問題点(長所だけとは限らない。そもそも必要か。存在するとすれば、どのようにして長所の部分を発揮するか)。

その目的、社会的役割(大学の女性学研究センターが果しうる役割は多様である。それぞれの大学で、その置かれた状況に応じて求められている役割を果すことが望ましい。では、われわれの場合は?学生との関わりの重要視。地域の市民とのつながり、行政の中の女性政策への協力)

学生の教育と研究センターの関係(複雑な問題)

(2) 大学での女性学教育の現在直面する問題

そろそろ入門講座を越えて、その先を深めるべき時。しかし、他方では、相変わらず、まったく何も知らずに入ってくる多数の学生たちの存在。

そろそろ、もう一度、女性学とは何かを問い直すべき時(女性学という「分野」の確立ではなく、すべての学問領域においてすぐれた水準で仕事を必要)。

その他多くの問題。

個人研究発表要旨

◇フェミニスト・アクション・リサーチの

実践と可能性

ゆのまえ 知子

吉浜 美恵子

女性固有の経験、事象を明らかにし、その問題解決のために社会を動かしていくには、どのような調査方法がふさわしいのだろうか。

フェミニスト・アクション・リサーチは、「客観性」を標榜してきた実証主義的な社会調査に対して、このような問題意識から提起された調査の概念である。その意義は、調査の実施自体またその結果が、人々の意識に働きかけ、運動、研究、社会制度を進展させると共に、それらの相乗作用によって社会変革を促していくことにある。アメリカにおいては、「量的」分析方法イコール非フェミニズムと断定し「質的」分析方法を奨励するような二分化された排他的なアプローチを越え、より包括的なフェミニスト・リサーチの方法論が提唱され実践されてきて久しい。質的な調査法にしばられず、数量的分析方法も含め、従来用いられて来た方法のうち調査目的に最もふさわしい方法を、いかにフェミニズム理念や価値観に基づいて用いフェミニズムのめざす社会変革に貢献していくかが問われている。

日本において、最も自覚的にこの問題意識をもって取りくまれたのは「セクシュアル・ハラスメント1万人アンケート運動」(働くことと性差別を考える三多摩の会)である。今回の発表では、この「1万人アンケート」とそれを受け継いだ形の「夫<恋人>からの暴力(DV)」調査(DV調査研究会)の理念や方法論、社会的影響を検証し、特にドメスティック・バイオレンス調査研究の実践上の課題を、認識学的視点、および倫理的視点から考察する。さらに、最近の「DVフォーカス・グループ調査」(吉浜・ゆのまえ)、「ロサンゼルスDV面接調査」(吉浜)を提示しながら、たとえば「客観性」「主観性」「相互主観性」や調査研究者の「位置づけ」、参加者の同意の確認や心理的苦痛への「セーフガード」、安全確保の必要性などを会参加者と共に考えることで、日米におけるフェミニスト・アクション・リサーチのありかた、日本における実践上の可能性を探ってみたい。

◇ジェンダーと言語：

アメリカの大学での授業内容とその論点

阿部ひで子ノース

「ジェンダー」と「言語」の関係が大学レベルの授業で教える時、いったい何を問題にし、どういうふう展開、分析するのかを、20数人のアメリカの言語学者の実際の授業を見たり、話を聞いたりしてまとめたのが、この研究である。理論的な論争から、具体的な討議まで、女性差別語の問題を、どういう風実際に教えていけばよいのかを分析してみた。

◇英語教育と女子大生：

20代ライフコース物語をつくる

笠井 逸子

コミュニケーション手段としての英語力を高め、「国際人」教育に力を入れる中学・高校英語教科書が、性差別への留意に欠ける点が指摘されている。いっぽう、大学(特に英文科)においては、「本場」英米で作製された、ジェンダー・フリーを意識した教材の使用が盛んである。女子大生による、20代ライフコース物語の英語記述・パフォーマンスなどをもとに、その効果と影響を分析すると同時に、彼女たちの物語の意味を考察する。

◇社会政策の対象としてのセクシュアリティ

—イギリス中等学校における

性教育義務化の枠組みと背景—

広瀬 裕子

1980年代後半から、イギリスでは戦後最大と称される学校制度改革がはじまる。その過程で中等学校における性教育の義務化が1994年度から実施された。この政策は、1980年代から顕著になってくる各種社会問題を、1960年代の“permissiveness”の帰結であると把握した、新保守主義に依拠した社会政策の一環という側面を持つ。本発表は、その義務化の具体的枠組みに焦点を当てる。

第2日目：6月8日(日) 午前の部 10:00～12:00
午後の部 13:00～15:00

ワークショップ

— 午前の部 —

◇女性学教育ワークショップ：

授業を体験し考える女性学教授法

発題者 藤村 久美子

過去数年間女子大で女性学関係の授業を担当しながら最も関心を持ち研究を重ねてきた課題はフェミニズムの目標と価値観に沿ったフェミニスト的教授法を開発し、またそれをどうやって授業の中で実現するかということだった。フェミニスト的教授法とは、つまり、ヒエラルキー、権威、支配の強調、画一性、受動性、競争、そして、いわゆる「容観性」といった、従来のアカデミック世界を支配していた原則とは全く対立する関係にある協力、平等、多様性の容認と評価、批判的な思考能力の養成、個人の経験と感情の教材としての活用などを原則とした教育方法を意味すると考えている。

今回のワークショップでは教師対学習者という固定的役割関係を超えて教師と学習者がともに責任をもって参加する授業——皆でつくる授業を展開させていく方法を考えたいと思う。その手段として、ワークショップの参加者とともに実際に「授業」を行い、その後、授業についてのそれぞれの「学習者」としての感想をはじめ、女性学の教授方法について活発に意見を交わし、経験を共有したいと望んでいる。

— 午後の部 —

◇教員養成にジェンダーの視点を！

ジェンダーの視点から教育を考える会

男女共同参画社会の実現を目指した学校教育を進めるためには、その直接の担い手である教員の資質、能力の養成にジェンダーの問題についての認識と理解を深めるカリキュラムの充実が不可欠である。私たちは、昨年11月、文部省の教員養成審議会あてに、教員養成課程に女性学やジェンダー論など、ジェンダーの視点を導入した学習を制度的に位置づけるよう、「要望書」を提出した。ワークショップでは審議会への働きかけや1月のシンポジウムを含めたこれまでの活動経過を報告し、皆さんとの情報交換・討論を通して運動をさらに強化するための方策を探りたい。この問題に関心のある方、また小・中・高の教員養成に限らず、特に、幼児教育や看護・介護担当者の養成教育に携わっている方たちの積極的な参加や提言をぜひ！お待ちしております。(文責：賀谷)

◇キャンパス・セクシュアル・ハラスメント

— ネットワークづくりをめざして —

コーディネーター 武田 万里子

戒能 民江

昨年12月、JAICOWSと愛知女性研究者の会共催で、「女性研究者とキャンパス・セクシュアル・ハラスメント」と題するシンポジウムが開かれ、今年3月には、京大裁判で矢野元教授のセクシュアル・ハラスメントを認める判決が出された。だが、秋田では逆に女性側に名誉毀損による損害賠償を命じた。各地で告発の声があがってきているが、依然何らの援助もなく解決がはかられない場合が多いのではないかと。

大学におけるセクシュアル・ハラスメントを顕在化させ、具体的な解決をはかっていくためのネットワークづくりをめざして、京大矢野事件と名古屋大学における取り組みについての報告を受けて、話し合う。

◇生殖における女の自己決定権とは？

コーディネーター 岩本 美砂子

長沖 暁子

母体保護法の中絶許可条件に胎児条項を入れようという動きが出ている一方で、不妊治療のためと進められてきた体外受精を使い、受精卵段階での診断が日本で臨床適用されようとしている。これらの導入の口実に医師等はリプロダクティブ・ライツを使っている。生殖技術の発達の中で私たちは何を選ぶのか。母体保護法に変わる女たちの手による法案づくりや、不妊、女性障害者など当事者の声を紹介しつつ女の自己決定権を考えたい。

◇職場の昇進・昇格平等への闘い

— 芝信と住金の事例に学ぶ —

コーディネーター 小松 満貴子

女性の職場で昇進・昇格の差別は、配置、教育・訓練、賃金差別と集約的に連動するものである。組織で働く女性は長い間、補助的短期就業者と位置付けられ、成績査定、仕事の配分において男性と別体系をとる事業所も多かった。改正均等法はそれを是正しようとするものであるが、働く女性の自覚的取り組みがなければそれは決して実効性あるものとはならない。

このたびは、昨年11月27日東京地裁で、全面勝訴した芝信用金庫の原告団長笹本美園さんと、現在大阪地裁で係争中の住友金属の北川清子さんをお迎えしてなにが争点なのか、なぜこんなに長期かかったのか、どう関わっているのか、均等法改正後、配置昇進の平等を進めるためにはどうすればよいか、話し合いたい。

